政　令

公証人手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十二月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百二十八号

公証人手数料令の一部を改正する政令

内閣は、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

公証人手数料令（平成五年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中「五万円」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

一　株式会社又は特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下この号及び次号において同じ。）であって、その株式会社の定款に記載され、若しくは記録された資本金の額（定款に資本金の額に関する記載又は記録がなく、かつ、会社法第二十七条第四号に規定する設立に際して出資される財産の価額の記載又は記録がある場合にあっては、当該価額）又は資産の流動化に関する法律第十六条第二項第四号の規定によりその特定目的会社の定款に記載され、若しくは記録された特定資本金の額（次号において「資本金の額等」と総称する。）が百万円未満である場合　三万円

二　株式会社又は特定目的会社であって、資本金の額等が百万円以上三百万円未満である場合　四万円

三　前二号に掲げる場合以外の場合　五万円

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第三十五条の規定は、この政令の施行の日以後にされる定款の認証の嘱託に係る手数料について適用し、同日前にされた定款の認証の嘱託に係る手数料については、なお従前の例による。

法務大臣　古川　禎久

内閣総理大臣　岸田　文雄

令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十二月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百二十九号

令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第二項後段の規定に基づき、この政令を制定する。

令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和二年政令第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第七条」を「第八条」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十二月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百三十号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第九中「五十三年」を「五十四年」に改める。

附　則

この政令は、令和三年十二月三十一日から施行する。

防衛大臣　岸　信夫

内閣総理大臣　岸田　文雄